

環境にやさしい農業に取り組んでいるみなさまへ 国の支援制度があります

環境保全型農業直接支払交付金 のご案内

◆環境保全型農業直接支払交付金とは◆

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対して支援を行う国の制度です。

◆支援対象◆

- 対象者 ○ 当制度に取り組む農業者が2戸以上で構成される団体および法人
- 事業要件 ○ GAP指導員等による研修または農林水産省が提供するオンライン研修を受講すること（※GAP認証等を取得している場合は不要）
みどりのチェックシートに定められた取組を実施すること ほか
- 対象作物 ○ 化学合成農薬・肥料を 県慣行基準比5割以上低減した販売作物
- 対象農地 ○ 農業振興地内の農地
- 支援取組 ○ 有機農業、長期中干し、秋耕、冬期湛水管理、江の設置、
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕 ほか

新メニュー(令和5年度～)

◇朱鷺と暮らす郷づくり認証制度とは異なります

「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」に取り組むほ場も対象ですが、同等の取組を環境保全型農業直接支払交付金で申請した場合、支援金は環境保全型農業直接支払交付金からのみ支払われます。

支援取組および活動の開始手順については
裏面をご確認ください。

(1) 支援取組について (1つのほ場に1つの取組しか実施できません。)

全国共通取組		上限単価 (10aあたり)	対象作物 (県慣行基準比 5割以上低減)
1	有機農業 ※1 国際水準の有機栽培(有機JAS)の取組が必要となります。 ※2 土壌診断を実施し、さらに2～5の取組いずれか1つを組み合わせると2,000円が加算されます。	3,000～12,000 円	全作物
2	堆肥の施用	2,200～4,400 円	全作物
3	カバークロップ	6,000 円	全作物
4	リビングマルチ	3,200～5,400 円	全作物
5	草生栽培	5,000 円	果樹、茶
6	不耕起播種	3,000 円	麦、大豆
7	長期中干し	800 円	水稲
8	秋耕	800 円	水稲

地域特認取組		上限単価 (10aあたり)	対象作物 (県慣行基準比 5割以上低減)
9	冬期湛水管理	4,000～8,000 円	全作物
10	江の設置	3,000～4,000 円	水稲
11	炭の投入	5,000 円	全作物
12	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕	4,000 円	水稲

新メニュー(令和5年度～)

(注) 交付単価は減額になることがあります。

(2) 活動の開始手順について

活動を検討されている場合は、事前に佐渡市農業政策課までご相談ください。

① 農業者の組織する団体の設立

- ▶ 代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

② 計画の策定

- ▶ 構成員が取り組むほ場と支援取組内容を策定してください。

③ 申請書類の提出

- ▶ 申請書類を農業政策課までご提出ください。(提出期限:5月下旬～6月上旬)

◆お問い合わせ先◆ 佐渡市 農業政策課 生産振興係 TEL 63-5117

(注) 内容は変更になることがあります。